

令和7年度 豊川水防連絡会

令和7年5月7日

国土交通省 中部地方整備局
豊橋河川事務所

水防活動の「見える化」について

- 水防団(消防団)の水防活動について、わかりやすく、タイムリーにPR・情報発信していくことが重要。
- 平成29年6月1日付け水防調整官事務連絡「水防活動の「見える化」について」により、水防活動を実施した場合には、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、報告を依頼しているところ。
 - ・(参照)「水防計画作成の手引き」(都道府県版)第14章「水防報告等」14.2 水防報告
- 水害が発生し、水防活動を実施した場合には、速やかな報告をお願いしたい。
 - ・特に、顕著な水防活動事例については、なるべく早期の報告をいただきたい。
 - ・水防企画室から、報告を依頼する場合もあるので、協力をお願いしたい。
- 水防報告を本省で整理して、本省ホームページに掲載
 - ・(URL) <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/index4.html>
- 全国水防管理団体連合会(全水管)にも情報提供し、全水管ホームページにも掲載
 - ・(URL) <http://zensuikan.jp/031katudou.html>

水防活動の「見える化」について

7月25日からの大雨における水防活動 (山形県戸沢村消防団／令和6年7月25日～28日)

○概要

- ・戸沢村消防団は、7月25日からの大雨に際し、令和6年7月25日から28日にかけて延べ4分団387名が出動した。
- ・村内では、累加雨量にして1日あたり380mmを超える豪雨により河川が増水した。
- ・各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、土のう積み、住民の避難誘導、排水ポンプによる排水作業、ボートによる人命救助等を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
7/25～28 約48時間	387名	・土のう積み(50袋) ・避難誘導(100名) ・排水作業(ポンプ4台) ・人命救助(20名)



古口地区の浸水被害
ボートによる人命救助



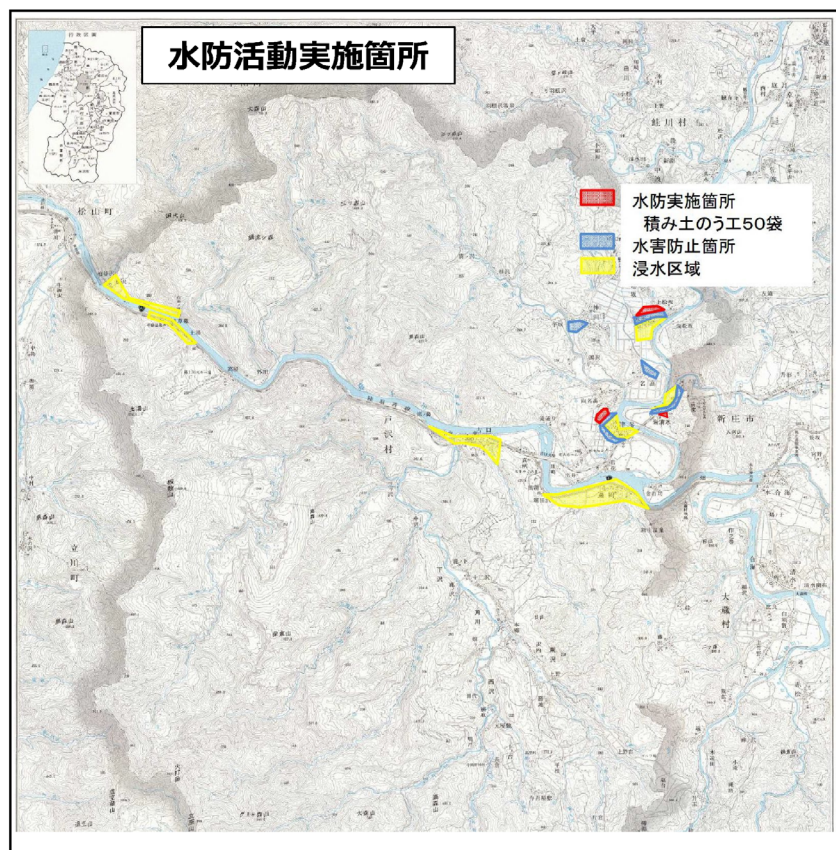
古口地区の浸水被害
ボートによる人命救助



被災状況（古口地区）



津谷地区の浸水被害
堤防の監視

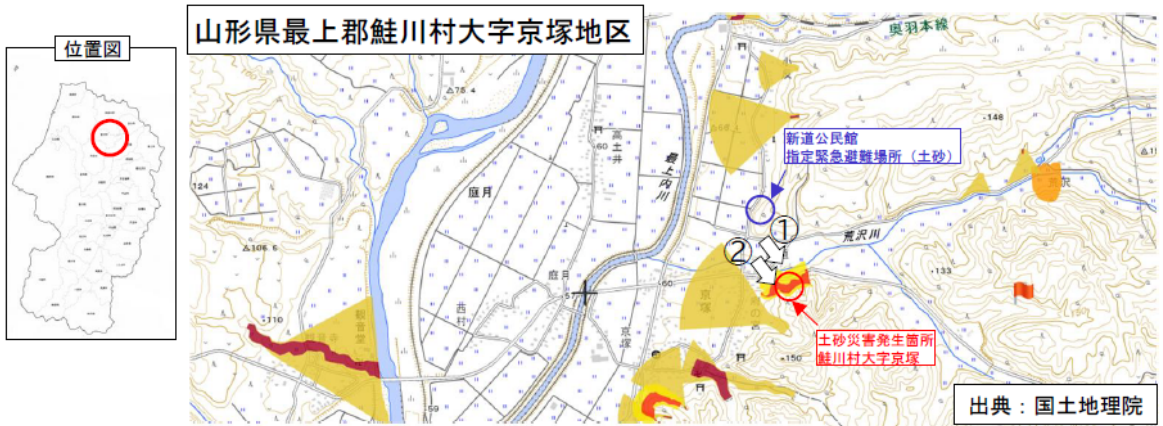


早めの避難により被害を免れた事例

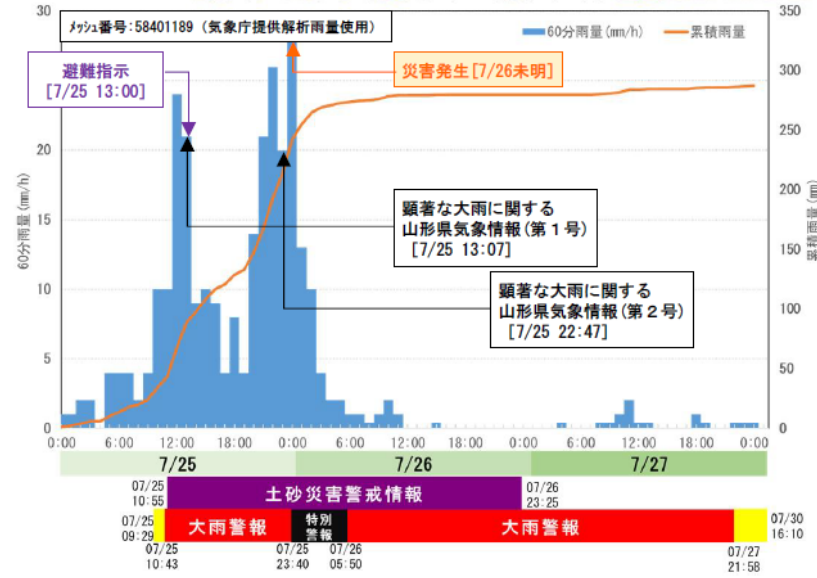
もがくん さけかわら おおあぎ きょうづか

(山形県最上郡鮭川村大字京塚)

- ・ 令和6年7月25日からの大雨において、山形県最上郡鮭川村大字京塚では、住宅が巻き込まれる土砂災害が発生。
- ・ 避難指示を受け、地区長や自主防災組織の声掛けにより、雨が強くなる前の25日13時30分頃から避難を開始した。
- ・ 京塚地区では全壊・半壊等の建物被害が19件確認されたものの、人的被害は発生しなかった。
- ・ 日頃の自治体等の活動が地区の防災意識向上を高め、事前の避難、人的被害回避につながったと推測される。



- 【災害の経緯】
- 令和6年7月25日（木）
 - 10:43 **大雨警報（土砂災害）発表（警戒レベル3相当）**
 - 10:55 **土砂災害警戒情報発表（警戒レベル4相当）**
 - 13:00 **避難指示発令（警戒レベル4）**
 - 23:40 **大雨特別警報（土砂災害、浸水害）発表（警戒レベル5相当）**
 - 令和6年7月26日（金）
 - 未明 **土砂災害発生（推定）**
 - 05:50 **大雨特別警報（土砂災害、浸水害）解除**
 - 23:25 **土砂災害警戒情報解除**
 - 令和6年7月27日（土）
 - 21:58 **大雨警報（土砂災害）解除**



日頃の自治体等の活動が地区の防災意識向上を高め、事前の避難、人的被害を回避

近年、県内においても大規模な土砂災害が発生しており、土砂災害警戒区域等に指定されている住民の防災意識が高まっている。

鮭川村では、防災ハザードマップ刊行時に自主防災会の代表を対象とした防災研修会を実施しており、このことが地区の防災意識向上に寄与し、今回の避難に繋がったものと推測される。

災害の伝承と避難の呼びかけ

- 村上市小岩内地区では、昭和42年8月の羽越水害を忘れないよう、毎年、地域のお祭りと合わせて防災訓練を行い、災害の記憶を伝承してきた。
- 令和4年8月3日からの大雨では、常日頃からの防災の備えが活かされ、被害が最小限に抑えられた。

取組のきっかけ

- 羽越水害では、荒川流域で約6,000haの浸水被害、74名の死者・行方不明者が発生し、小岩内地区でも大きな被害を受けた。こうした災害を伝承するための取組を続けてきた。

取組のポイント

- 多くの住民が集まる「地域のお祭り」と合わせて「防災訓練」を行ってきた。また地区の公会堂には、羽越水害当時の写真を展示するなどし、日頃から「災害を忘れないようにする」ことに努めていた。

(こうした中、令和4年8月3日の大雨では)

- 令和4年8月3日21時30分、村上市はこの地区に対して避難指示を発令。
- 区長、役員、防災士が協議。「空振りでもいい」と判断し、地区の役員等が住宅を一軒ずつ回り、住民に避難を促した。
- 大雨により、指定緊急避難場所へ続く道は土砂崩れで通行できない状況。住民は、いったん公会堂に避難した。
- 区長には、羽越水害時の「大雨による急激な河川の増水」や、「流れてきた石がコンクリートに激しくぶつかる音」、といった記憶が残っていた。また、公会堂には、羽越水害当時の写真も展示してあった。
- こうした中で、大雨が降り続く中、このまま公会堂にとどまることは危険と判断。高台のより安全な場所に「再避難」した。

取組の効果

- 住民が避難を終えた後で、土石流が集落を襲った。公会堂にも大量の土砂や流木等が流れ込んだが、こうした避難行動が幸いし、この地区では一人の犠牲者も出ることがなかった。



公会堂で展示している
羽越水害の記録写真



被害を受けた集落

出典:住民の適切な避難行動の促進に向けた好事例集(内閣府)R5.6に基づき作成

浸水被害の把握

ヘリによる調査

リアルタイム性

- ・悪天候時に調査不可
- ・夜間調査不可



痕跡調査

機動力

- ・広範囲の調査不可
- ・多数の人材確保
- ・専門の技術者が必要



【既存の技術】

ワンコイン浸水センサ

センサの特徴

小型、長寿命かつ低コストで、堤防や流域内に多数の設置が可能な浸水センサ



実証実験に用いている6種類の浸水センサ

- ・小型
- ・低コスト
- ・長寿命

官民連携による浸水域把握イメージ

堤防の越水・決壊などの状況や、地域における浸水状況の速やかな把握のため、浸水センサを企業や地方自治体等との連携のもと設置し、情報を収集する仕組みを構築



【技術開発】

活用イメージ

【災害時】

- ・早期の人員配置
- （道路冠水による通行止め 避難所の開設 等）
- ・ポンプ車配置の検討

【復旧時】

- ・罹災証明（自治体等）の簡素化・迅速化
- ・保険の早期支払い
- ・災害復旧の早期対応

など

スケジュール

令和3年度

- ・実証実験準備会合を開催
- ・実証実験に向けてセンサの仕様や実施内容を検討・確定

令和4年度

- ・モデル地区となる自治体5市町において、国・自治体・民間企業等（10団体）にてセンサを設置し、実証実験を開始

令和5年度

- ・モデル地区となる自治体を58に拡大し、実証実験を継続

令和6年度（R6.7月時点）

- ・モデル地区となる自治体を163に拡大し、実証実験を継続
- ・必要に応じ、エリアを拡大

ワンコイン浸水センサ実証実験に関する資料

以下のWEBサイトでこれまでの実証実験の取組や資料等をご確認いただけます。

国土交通省HP(実証実験に関する資料)

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>



国土交通省HPの「技術・情報」ページ。ワンコイン浸水センサ実証実験に関する情報が掲載されています。

【新着情報】
2024年11月12日
C浸水センサ表示システムを初めて公開します〜リアルタイムに浸水が把握できる地図の試行〜
<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

C浸水センサ表示システムは以下のWEBサイトでご確認ください
<https://c-sensor.river.go.jp/>

〇大雨による浸水被害が発生するなか、迅速な災害対応や地域への情報発信を行うため、堤防における浸水や決壊などの状況や、堤防地域における浸水の状況を、速やかに把握することが求められています。
〇また、堤防内で活動を行う様々な企業等においても、各々の業務や事業活動の適切な管理、住居や車両の浸水被害への保険金支払い等の災害後の対応の迅速化などため、浸水の状況を容易に把握する仕組みへのニーズが高まっています。
〇こうしたニーズへ対応するためには、小型、高機能かつ低コストで、堤防や堤防内に多数の設置が可能でワンコイン浸水センサを製造、設置し、それからの情報を収集する仕組みの開発が必要であり、そのための実証実験を実施中です。

(参考)浸水情報の活用イメージ

堤防の浸水・決壊などの状況や、堤防における浸水状況の速やかな把握のため、浸水センサを企業や地方自治体等との連携のもと設置し、情報を収集・共有する仕組みを構築

保険会社
保険加入者で、浸水被害による損害賠償請求の迅速化を図る。
浸水被害の発生を早期に把握し、対応を迅速化する。

製造会社
浸水被害発生による損害賠償請求の迅速化を図る。
浸水被害の発生を早期に把握し、対応を迅速化する。

河川管理
河川に設置した浸水センサで、浸水の発生状況を把握し、対応を迅速化する。

堤防管理
堤防に設置した浸水センサで、浸水の発生状況を把握し、対応を迅速化する。

市町村
地域に設置した浸水センサで、浸水の発生状況を把握し、対応を迅速化する。

データ集約

〇令和6年度 実証実験第1年度一巡 実証実験で用いた浸水センサ
〇令和5年度 実証実験第1年度一巡 実証実験で用いた浸水センサ
〇令和4年度 実証実験第1年度一巡 実証実験で用いた浸水センサ

浸水センサ表示システム(一般公開)

<https://c-sensor.river.go.jp/>

インターネットで
一般公開中



QRコードから↑
アクセス

地図画面



拡大表示



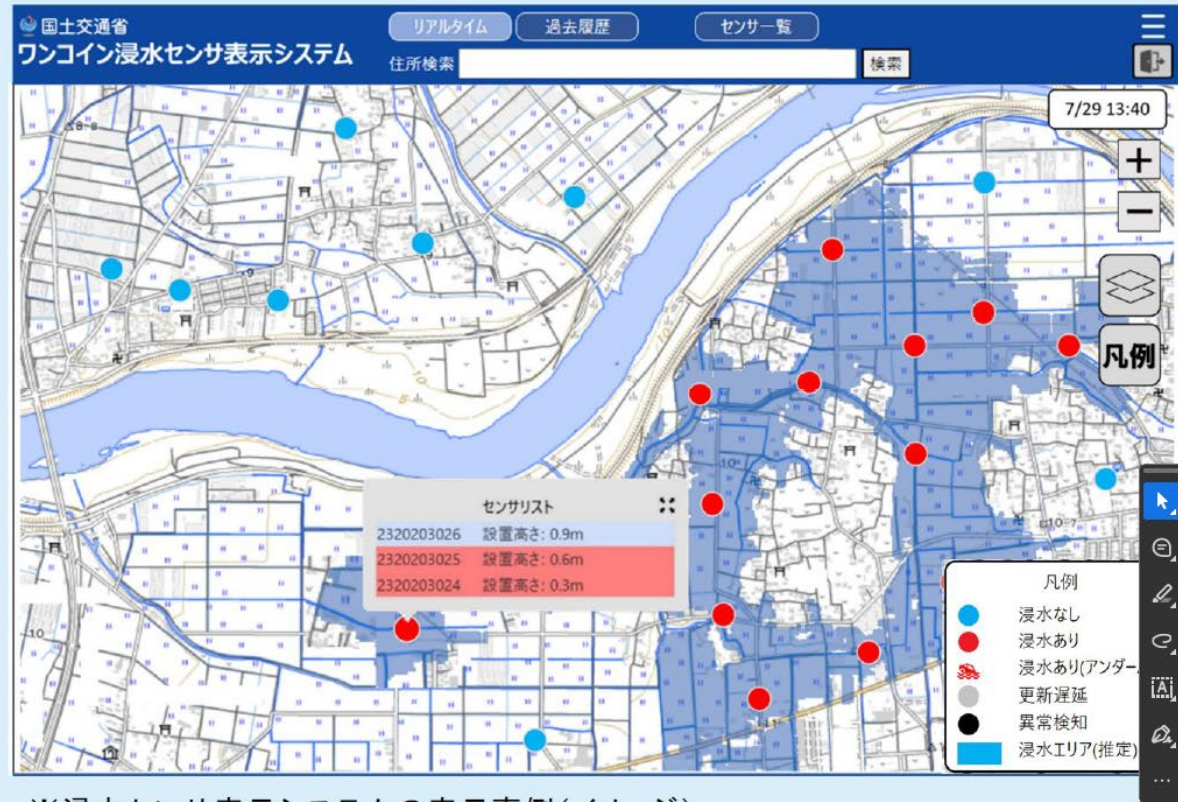
【浸水センサが浸水を検知する】 → 【ワンコイン浸水センサ表示システムに浸水状況が表示される】



浸水センサ



浸水センサ設置箇所が浸水している状況



※浸水センサ表示システムの表示事例(イメージ)

浸水センサが浸水を検知した場合、表示システムに浸水センサの浸水情報が表示されます。実証実験参加者向けの表示システムではそれに加えて、周辺の地形から想定される浸水エリアがリアルタイムで表示されます。また、過去履歴から過去の浸水状況を確認することができます。

【凡例】
 : 豊川圏域大規模氾濫
 減災総合サミット構成員

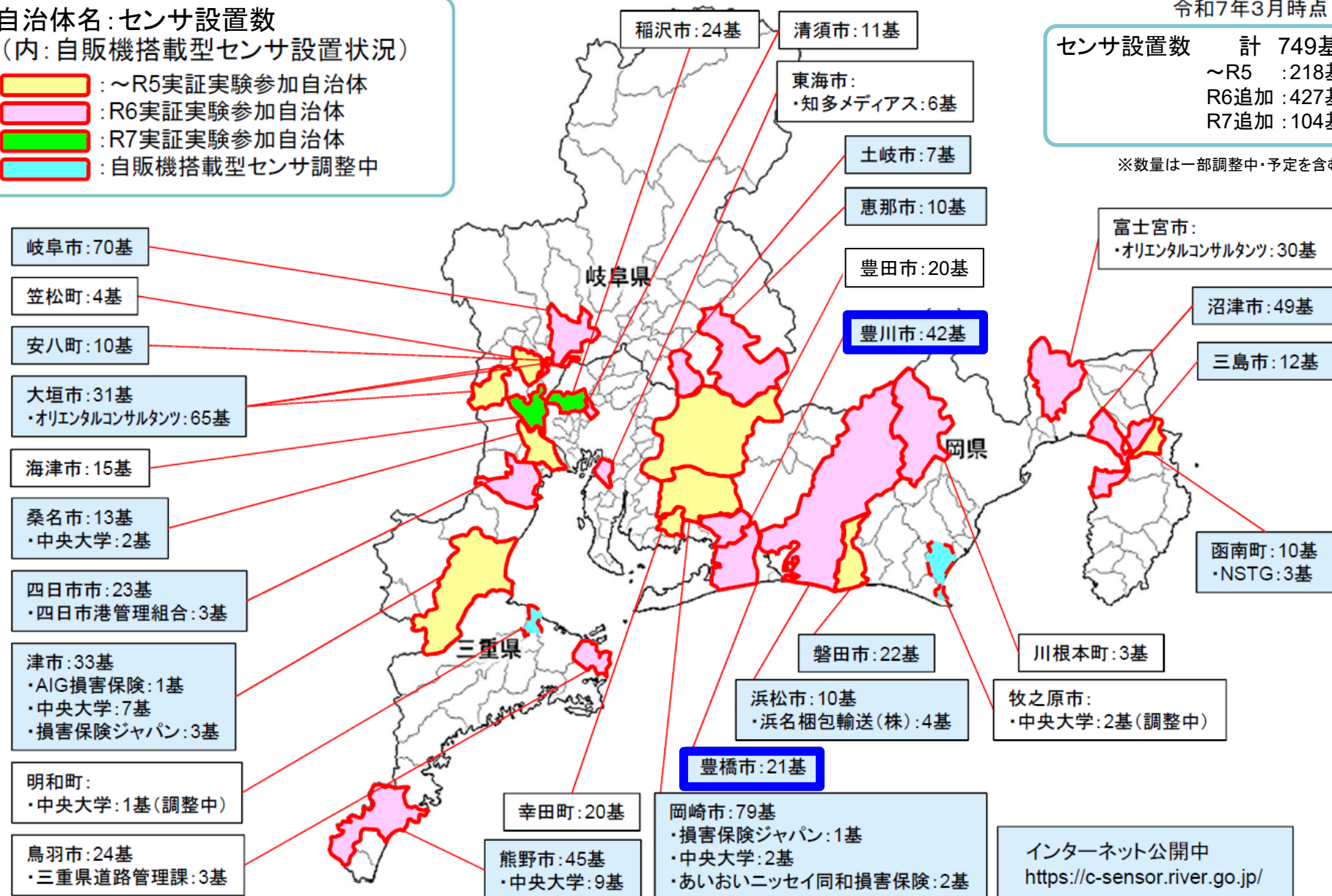
令和7年3月時点

センサ設置数 計 749基
 ~R5 : 218基
 R6追加 : 427基
 R7追加 : 104基

※数量は一部調整中・予定を含む。

自治体名: センサ設置数
 (内: 自販機搭載型センサ設置状況)

-  : ~R5実証実験参加自治体
-  : R6実証実験参加自治体
-  : R7実証実験参加自治体
-  : 自販機搭載型センサ調整中



活用事例(愛知県岡崎市)～浸水の検知状況～

○背景・参加目的

- ・H12、H20に市内各所で床上浸水被害に見舞われている
- ・近年のゲリラ豪雨によって浸水常襲地区以外においても路上浸水被害を多数受けている
- ・浸水警報装置を設置している箇所もあるが、設置費・運用費が高価であり、浸水状況の把握に苦慮している

○期待すること・実証実験後の予定

- ・リアルタイムで浸水範囲を把握
- ・河川周辺に設置し、河川氾濫状況の把握が可能か検証
- ・実用性を確認後、市が所有する情報防災システムへ浸水情報を組み込む

○ワンコイン浸水センサ活用状況



ワンコイン浸水センサ～自動販売機搭載型(R5設置事例)～ 国土交通省



＜自動販売機イメージ＞



＜位置図＞



＜自動販売機側 浸水センサ 1段＞



＜道路側 子機 浸水センサ＞



25cm
15cm
5cm

＜浸水センサ3段＞

センサ(子機)を浸水想定箇所に設置し、自動販売機(親機)を離れた場所へ設置可能

- 【条件】
- ・センサと自動販売機の距離は10mまで設置可能
 - ・自動販売機1台あたり、センサは3台まで設置可能

ワンコイン浸水センサ実証実験

○現在、実証実験への参加申込を受け付けております。詳細は国交省HPをご覧ください
 公募期間：令和7年5月30日（金）まで

参加者の分類	参加目的の事例	参加の形式	費用負担
① 市区町村	- 管内の浸水状況把握 - 浸水情報の自治体防災関係システムへの連携 など	①－１ 国交省が用意するセンサを設置 （対象の複数社のセンサから希望するメーカー及び数量を選択する）	○センサの設置費 ○翌年度以降（令和８年４月～）のランニングコスト （センサ通信費・センサメーカーのクラウド運用経費） ○電気代など管理に係る費用
		①－２ 浸水センサを自ら設置せず、モデル地区の提供者となる	※以下の費用は国負担※ ○センサ及び関係機器費 ○初年度のランニングコスト （センサ通信費・センサメーカーのクラウド運用経費） ○データ共有サーバ等の表示システム運用に関する経費
② 企業・団体等 （都道府県含む）	- 自社施設に対する浸水把握 - 自社開発センサの現地実証 - 浸水情報を活用した自治体向けシステム開発、保険商品開発など、企業による新たな商品開発 - 大学等による研究 - 都道府県管理河川周辺の浸水状況把握 など	②－１ 国交省が用意するセンサを設置 （対象の複数社のセンサから希望するメーカー及び数量を選択する） ↑	同上
		どちらか又は両方でも可 ↓ ②－２ 自社で用意するセンサを設置	「データ共有サーバ等の表示システム運用に関する経費」以外は全て参加者負担
③ 国土交通省 （河川関係事務所）	管内（直轄管理河川周辺）の浸水状況把握 など	国交省が用意するセンサを設置	－

※公募の対象は、①と②の参加者です

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001290.html

第2号 議案(共通) 令和6年度 会務及び事業報告

【会務】

1. 豊川水防連絡会 委員会

(豊川水防災サミット、豊川圏域水防災協議会、
豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会と合同で実施)

①日時: 令和6年5月7日(火)

②場所: 愛知県東三河建設事務所 5階 大会議室
(Web会議システム併用開催)

③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員

④議題

- ・令和5年度 会務及び事業報告
- ・令和6年度 会務及び事業計画(案)
- ・連絡会規約及び役員名簿
- ・その他情報提供

【事業計画】

1. 河川合同巡視について

①日時: 令和6年5月27日(月)

②内容: 水防業務にかかわる担当者に対し、現場における知識向上を図るため、河川及び観測施設等の現地調査を行う。

③対象者: 洪水予報及び水防警報伝達機関

第2号 議案(共通) 令和7年度 会務及び事業計画

【会務】

1. 豊川水防連絡会 委員会

(豊川水防災サミット、豊川圏域水防災協議会、
豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会と合同で実施)

①日時: 令和7年5月7日(水)

②場所: 愛知県東三河建設事務所 5階 大会議室
(Web会議システム併用開催)

③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員

④議題

- ・令和6年度 会務及び事業報告
- ・令和7年度 会務及び事業計画(案)
- ・連絡会規約及び役員名簿
- ・その他情報提供

【事業計画】

1. 河川合同巡視について

①日時: 令和7年5月～6月(予定)

②内容: 水防業務にかかわる担当者に対し、現場における知識向上を図るため、河川及び観測施設等の現地調査を行う。

③対象者: 洪水予報及び水防警報伝達機関

国土交通省豊橋河川事務所 豊川 水防連絡会規約

第2章 役員

第1章 総則

第5条 役員

本会には、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 顧問 若干名
4. 幹事長 1名
5. 幹事 若干名

第6条 会長

会長は本会を代表し、会務を掌理する。

会長は国土交通省豊橋河川事務所長をもってこれにあてる。

第7条 副会長

副会長は会長をたすけ、会長に事故があるときはその職務を代理する。

副会長は水防管理団体間で選出された代表水防管理団体の長をもってこれにあてる。

第8条 顧問

顧問は次の役職者に会長がこれを委嘱し会長の諮問に応える。

東三河総局長、東三河総局新城設楽振興事務所長、東三河建設事務所長、新城設楽建設事務所長

第9条 委員

委員は会務を評議する。

委員は別紙-2に掲げる者をもってこれにあてる。

第1条 名称

本会は、「国土交通省豊橋河川事務所豊川水防連絡会」と称する。

第2条 目的

本会は、河川法、水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、国土交通省豊橋河川事務所 豊川管内の水防関係機関相互の協力及び連絡を密にし、水防対策の万全を期すことを目的とする。

第3条 業務

本会は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

1. 重要水防箇所に関すること。
2. 水防警報に関すること。
3. 河川改修の状況、既往洪水における出水状況、水防資機材整備状況、その他水防に必要な情報及び意見の交換等に関すること。
4. 水防時の交通規制に関すること。
5. 合同河川巡視に関すること。
6. 水防にかかわる広報宣伝に関すること。
7. その他本会の目的を遂行するため必要と認められる事項。

第4条 構成

本会は、別紙-1に掲げる国土交通省豊橋河川事務所 豊川管内の水防関係機関をもって構成する。

令和7年度 豊川水防連絡会 規約

第10条 幹事長

幹事長は幹事会を運営し本会の業務を処理する。
幹事長は国土交通省豊橋河川事務所副所長(技術担当)
をもってこれにあてる。

第11条 幹事

幹事は会務の企画及び相互連絡にあたる。
幹事は別紙一3に掲げる者をもってこれにあてる。

第3章 運 営

第12条 委員会

本会は運営の委員会の決議による。
委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき会
長が招集し会務を評議する。
委員会の議長は会長がこれにあたる。

第13条 幹事会

幹事会は幹事長が必要と認めたとき、幹事長が招集し会
務の企画にあたる。

第14条 事務局

本会の事務局は、国土交通省豊橋河川事務所流域治水
課に置く。
事務局職員は、国土交通省豊橋河川事務所の職員のう
ちから会長がこれを指名する。
事務局職員は、幹事長の指示を受け事務を処理する。

第4章 雑 則

第15条 規約の改正

本規約の変更は、委員会の決議によらなければならない。

第16条 附 則

この規約は、昭和57年7月15日から実施する。

平成4年5月27日一部改正

平成13年6月20日一部改正(組織名称変更)

平成14年6月21日一部改正(組織名称変更)

平成15年6月16日一部改正(組織名称変更)

平成18年5月22日一部改正(市町村合併)

平成20年6月20日一部改正(組織改変名称変更)

平成22年5月17日一部改正(組織改変名称変更)

平成23年4月1日一部改正(組織改変名称変更)

平成24年4月1日一部改正(組織改変名称変更)

令和3年5月28日一部改正(組織改変名称変更)

令和3年6月30日一部改正(組織改変名称変更)

令和5年4月28日一部改正(組織改変名称変更)

別紙一1

豊川水防連絡会構成機関名

国土交通省 豊橋河川事務所

愛 知 県 東三河総局

// 東三河総局新城設楽振興事務所

// 東三河建設事務所

// 新城設楽建設事務所

豊 橋 市

豊 川 市

新 城 市

別紙－2

豊川水防連絡会 委員名簿

会長	豊橋河川事務所長
副会長	豊橋市水防管理者(豊橋市長)
顧問	東三河総局長 東三河総局新城設楽振興事務所長 東三河建設事務所長 新城設楽建設事務所長
委員	豊橋河川事務所副所長(事務) 豊橋河川事務所副所長(技術) 豊橋河川事務所総務課長 豊橋河川事務所工務課長 豊橋河川事務所流域治水課長 豊橋河川事務所管理課長 豊橋河川事務所豊川流域治水出張所長 豊橋市水防管理者(豊橋市長) 豊川市水防管理者(豊川市長) 新城市水防管理者(新城市長)

別紙－3

豊川水防連絡会 幹事名簿

幹事長	豊橋河川事務所副所長(技術)
幹事	豊橋河川事務所流域治水課長 豊橋市河川課長 豊川市道路河川管理課長 新城市土木課長

豊川放水路の令和6年度までのゲート開閉回数

- 平成最大となる平成23年9月洪水は、河川整備計画で河道整備の目標とする流量（河道整備流量）4,100m³/s（石田地点）に迫る3,991m³/sの出水である。
- 年最大実績流量の整理結果より、いずれの年も河川整備計画目標流量4,650m³/s（石田地点）を下回っている。
- 河川整備計画策定後の放水路ゲートの開閉回数は、2～8回で推移している。（令和6年度は7回）

